

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月31日
【会社名】	ステラ・グループ株式会社
【英訳名】	Stellar Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 正広
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区島之内一丁目4番32号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長高木正広は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断した。

### 記

平成22年2月期（自平成21年3月1日至平成22年2月28日）の特別損失の計上に関して、連結子会社である株式会社オーエー・システム・プラザ（以下、「OA社」という。）の徳島店の土地の減損分のうち240百万円が過大に計上されていたことが判明した。これは、平成19年2月期の中間決算（自平成18年3月1日至平成18年8月31日）において、平成18年6月20日付でOA社を当社の持分法適用会社から連結子会社に変更し、当社の連結の範囲に含める際に、土地を簿価から不動産鑑定評価額まで評価減する経理処理を行っていたことを、当社の平成22年2月期の減損処理時に見落としたものである。

これにより当社は、過年度における決算訂正を行い、平成22年2月期の有価証券報告書及び平成23年2月期第1四半期報告書について訂正報告書を提出した。

これらの事実は、前事業年度において当社の全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制において、臨時的に発生した事象を適切に会計処理に反映するためのプロセスが不十分であったために生じたものである。

当事業年度についても、依然として、必要な決算処理や適切な開示に関する十分な会計基準の理解不足と、経験を有した人材の不足、及び上位者による十分なレビューが実施できない状況が続いている。

これらが当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、さらなる過年度訂正報告書の作成、公開買付への対応が重なり、決算・財務報告プロセスに係る適切な内部統制への対応に必要な知識の習得と体制整備及び運用ができなかったためである。

なお、過年度における決算訂正は、いずれも適切に訂正しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はない。当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、経理部の人員及び能力の不足の解消に努め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し運用する方針である。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。